

意見第15号

日本語の指導等を必要とする児童・生徒への教育に対する国の支援を求める意見書

教育は、日本国憲法、教育基本法、児童の権利に関する条約の精神に則り、日本の次の時代を担う子供たちを育成する国家的事業であり、国づくりの礎である。

地方自治体においても、教育は国と地方の明日を築くための社会制度の根幹であり、未来への先行投資であるという使命を果たすべく、関係者、保護者並びに地域住民の共通の願いである子供の健やかな成長、豊かな人間形成のために、厳しさを増す財政の中で教育予算の確保に鋭意努めている。

近年、国際化の進展や外国人労働者の受け入れに伴い、地方においても外国をルーツに持つ子供たちが増加傾向にあり、当市においても、平成29年度に中学校で1人受け入れを行っており、今年度も小学校において1人受け入れを予定しているところである。

さらに日本語の指導等が必要なケースの場合、人材の確保など、その対応・対策に行政、学校現場共に苦慮をしている状況であり、特に自治体における日本語支援サポーターに対する報酬等、今後増大することが見込まれる財政面で大きな課題を抱えている。

我が国自体が、児童の権利に関する条約において、外国人の子供であっても義務教育諸学校への就学を希望する場合は、日本人と同一の教育を受ける機会を保障していることや、教育的配慮から、自治体独自の支援制度や支援に伴うプログラムを作成して日本語指導を行なっているものの、さらに拡大、拡充することへの不安も広がっている。

そのような中、本年3月に中央教育審議会から答申がなされた第3期教育振興基本計画における基本的な方針の中で、日本語指導が必要な子供について国内の学校生活に適応するよう指導を行う必要があることが明記されているが、この方針を受けて、一刻も早く国の積極的な関与が行われなければ、当該児童・生徒における教育の機会均等と一定水準の教育を保つことは困難であり、他の児童・生徒への影響や何よりも教育の地域格差を拡大することが深く憂慮されている。

一方で、グローバル化する世界に生きる日本人の子供たちにとっても、学級の国際化や人生の早い段階から多文化共生を実体験することは、将来にわたって大きな糧となり、子供たちの豊かな心の成長が外国人児童・生徒の学校への適応を確実に促進することも大きく期待をされているところである。

今後さらに国際社会の一員として、児童の権利に関する条約に基づく教育環境を整えることは国の責務であり、日本語指導が必要な児童・生徒への教育活動について、国の積極的な関与及び財政面をはじめ国の支援を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月26日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	伊達 忠一 様
内閣総理大臣	安倍 晋三 様
総務大臣	野田 聖子 様
財務大臣	麻生 太郎 様
文部科学大臣	林 芳正 様